

平成 22 年度(2010 年度)第 4 回豊中市学校教育審議会 会議録

日時	平成 22 年 (2010 年) 12 月 16 日 18:30~20:10
場所	豊中市教育センター 研修室 1・2
出席委員	赤尾委員、植田委員、小川委員、河崎委員、栗原委員、中野委員、西川委員、伴野委員、峰岸委員、安福委員、和田委員、渡邊委員
欠席委員	安家委員、小柳委員、小早川委員、佐野委員、杉本委員、三宅委員、行岡委員

【次第】

1. 前回審議会のふり返り
2. 議案
 - 市立小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について
 - (1)大規模校の問題について
 - (2)通学区域の問題について
3. その他
 - (1)次回の開催日程について
 - (2)その他

【配付資料】

(次第)

- 資料 1 前回 (第 3 回) 審議会のふり返り
- 資料 2 学校選択制の状況について
- 資料 3 未来を拓く学び・学校創造戦略

当日配付資料

- 第 3 回会議録

会長 皆さん、こんばんは。予定の時刻になりましたので、本年度第4回の豊中市学校教育審議会を開催したいと思います。

まず本日の審議会の成立要件等につきまして事務局から報告をお願いいたします。

審議会事務局 豊中市学校教育審議会規則第7条の規定によりまして、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」となっております。現在の委員総数は19名であり、本日、12名のご出席でございますので、過半数を満たしており、審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

会長 次に、事務局から本日の資料の確認をお願いいたします。

審議会事務局 本日の資料につきましては、事前に郵送でお送りさせていただいておりますが、まず「次第」が1枚。続きまして「資料1」といたしましてA3横サイズの「前回（第3回）審議会のふり返し」が1枚。「資料2」といたしまして、同じくA3横サイズの「学校選択制の状況について」が1部。最後、「資料3」といたしまして、A3横サイズの「未来を拓く学び・学校創造戦略」となっております。

なお、本日皆様のお手元に前回の審議会の会議録を置かせていただいております。以上でございます。

会長 委員の皆様、お手元に資料はお揃いでしょうか。資料が揃っているようでしたら、次にまいります。

事務局、本日の傍聴者はいらっしゃいますか。

審議会事務局 ただいま、2名の方がおられます。

つきましては、本会終了後に回収をさせていただきますが、本日の資料の貸し出しをお願いしたいと思いますので、お諮りいただければと思います。

会長 はい、傍聴者に対します資料の貸し出しにつきまして、委員の皆様ご了承いただけますでしょうか。

異議なし、ですので、資料の配付をお願いいたします。

それでは、次第の1「前回審議会のふり返し」となっておりますが、事務局から説明をお願いいたします。

～ 次第1 前回（第3回）審議会のふり返し ～

審議会事務局 前回の審議会のふり返しといたしまして、本日資料の1というものをご用意させていただいております。本日の議事を進めていただくにあたりまして、前回の審議会に出てまいりました皆様の意見をこちらのほうで集約させていただいております。

大きく4つの事柄とその他につきまして、ご意見が出されたものと考えております。

1つ目には、義務教育において当事者である子どもの意見や意思をどのように答申に反映させていくのかということでございます。子どもに対するアンケートの実施につきまして、様々なご意見が出されましたが、最終的には今からアンケートを実施しても答申に反映させることが困難であるから、何らかの回路・方法によって学習者の意思を確認することも大事であろうということにつきまして、答申に盛り込めるかもしれない。というようなところで合意をされたのではないかと考えております。

2つ目に、答申に向けた審議を深めていただくにあたりまして、何らかの基盤やメジャーといったものが共通認識として必要ではないかのご意見がございました。このことに

つきまして、教育委員会の考えを求められましたので、学校規模につきましては国の示す12～18学級という標準に対しこだわりがないこと、通学区域につきましては市内に学校新設の余地がない状況で、学校規模の問題も合わせ、現状の校区編成をベースとした審議をお願いいたしたいと申し上げております。

3つ目に、学校規模に関しましてご議論いただきました。学校規模におきましては、大規模校の問題と小規模校の問題がございますが、小規模校の問題は一般には異なる学年で1つの学級を編制するという複式学級の問題であり、この点につきまして、本市においては当面その心配がなく、現状、教室不足の懸念される学校が存在している大規模校の問題を先行して審議すべきではないかとのことから、本日これをテーマとしてご審議いただくこととなっております。

さらに、4つ目といたしまして、大規模校の課題解消の一手法として、学校選択制の導入の可能性についてのご意見が出されております。これまで、当審議会におきましては、学校選択制について触れていなかったことから、他市の事例やデータなどを参考に本日ご審議いただくこととなりました。

その他といたしましては、現存する学校施設などをどのように有効活用していくかについても議論が必要ではないかというご意見等も出されておられました。

最後になりますが、答申の作成につきましては、事務局において、皆様でご審議いただいた内容をなぞらえていくというかたちで下書きをさせていただき、皆様で所要の修正を行っていただくことでご了解いただいております。以上でございます。

～ 次第2 議案 市立小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について ～

会長 ただいま、事務局から前回の審議概要をまとめていただきましたが、内容については繰り返しません。

今日は、まずその前回のふり返りにつきましては、少しニュアンスが違うだろうということはおありかと思いますが、これはあくまでも概略ということでご了解いただいたらというように思います。

それで、今日は資料2・3ですね。特に選択制につきましては、私のほうから少し提案をさせていただいたと思いますが、校区問題の審議につきましては、やはり選択制についても議論したということは必要だというように思いますので、資料を出してくださいと申しましたら、随分丁寧な資料を出していただきました。そのあと、資料3というのは文科省が今一生懸命やっている新しい公共型学校というもののプランです。これはまだ煮詰まっていないし、予算も2億円要求しているだけで、来年通るかどうかわからない。ただ、あまりいい言い方ではありませんが、私の感じとしてはかなり本気だろうと思っています。2月の初めあたりで、関西方面への視察等もう文科省は企てているようですし、新しい公共型学校とは一体何だろうか？それは従来のコミュニティスクールの拡大版のようにも思えますが、しかし、解釈のしよによっては新しい学校のかたちを模索できるものもあると。そのあたりのところから少し事務局から説明をいただきまして、今日でフリートキングの審議会は最後でございます。

この後、2回ほどは予定されますが、答申の中身の検討に入ることになると思います。

ですので、今日、前半の時間少し簡略するかたちで、資料2、資料3の説明をしていた

だいた後、私たちの責任は、学校選択制も含めて、豊中の学校の通学区問題をどうしていくのか。とりわけ、教室が足らなくなる学校がいくつか出ることが予測される。そういう場合、我々はどう考えるのか。狭い校地に、校庭の隅に校舎を建てる。あるいは、複数の小学校を選べる調整学区にする。あるいは、町名を、1丁目から3丁目まではこちらの学校に行ってくれというように校区編成をする。そのような選択肢の中で、どのようなことが考えられるのかを議論することが大事だと思っています。

小規模校につきましては、各学年単級まではありえますが複式までではない、とすると我々の議論の中では、その小規模校の特性を活かした教育内容を考える。あるいは、複数の学校の交流をもっと深める等で対応できるだろうという結論になるかもしれません。

当面の課題は、教室が足らなくなる学校をどうするかということであると思っています。

また、現在の通学区を前提とはするものの、文科省の新しい公共型学校にヒントを得ながら、前回の委員のお話にもありましたように、複数の学校でコミュニティを形成していく。そしてその中では学校を自由に選べるけれども、それは選択制ではなくてコミュニティで子どもを育てるんだから、どの学校へ行っても同じなんだというくらいのコミュニティを考えるかどうか。そのあたりのことまで、皆様のご意見をちょうだいできればというように思っております。よろしく願いいたします。

まず事務局、資料2・3についてご説明いただけますか。

審議会事務局 では資料2及び3につきまして、続けてご説明させていただきます。

なお、今も会長からお話がありましたとおり、できる限り本日は皆さんのご議論の時間をたくさんとらせていただきたく存じますので、こちらからの資料説明につきましては、全く簡単なものにさせていただきたいと思っておりますので、ご了解いただければと思います。

では、まず資料の2「学校選択制の状況について」からご説明させていただきます。

資料2の1ページ目左側でございますが、基本的なところといたしまして、学校指定に関する規定について記載をいたしております。そもそも、(1)にございますとおり、就学の指定ということで「市町村の教育委員会は設置する小学校又は中学校が2校以上ある場合においては、就学予定者の就学すべき小学校又は中学校を指定しなければならない」というように定められております。それに対しまして、「(2) 就学校の変更」、私どもは指定校変更制度と呼んでおりますけれども、こちらの制度と、(3)といたしまして、これからご審議いただく、ご説明させていただく学校選択制と呼ばれております、「就学校の指定の際の保護者からの意見聴取」というものがございます。

この2つには大きな違いが2つございまして、1点目には、それぞれの手続きのタイミングでございます。左下に図がございまして、就学校の変更、指定校変更の制度につきましては、図で申しますと左側の「学校選択制のない場合」になっております。先ほど申し上げました教育委員会が就学校を指定する、この行為に対しまして、保護者はその変更の申立てができるというものでございます。対しまして、学校選択制につきましては、教育委員会が学校指定をする場合に、あらかじめ保護者からその意見聴取を行うというものでございます。2点目が、要件の有無でございます。就学校の変更につきましては、教育委員会が相当と認める要件が必要となっております。対しまして、学校選択制につきましては、特にそういった要件を必要といたしておりません。

なお、学校の指定に際しまして、よく聞かれる通学区域がございまして、この通学区域に関しましては、教育委員会がその就学校の指定をする際の判断基準といたしまして、あ

らかじめ設定した区域のことであり、特に法令上の定めはございません。以上、まず基本的な部分ということでご説明させていただきました。

次に、学校選択制の種類でどういったものがあるかということのご紹介となりますが、1ページ目の右側に5つの四角く囲んだ図がございます。こちらの種類分けにつきましては、文部科学省によります便宜的な分類でございます。まず、中央の四角に囲みました図面、「自由選択制」という部分がございます。こちらにつきましては、市町村区内のすべての学校について、すべての地域から選択を認めるものでございます。次に左上の図にまいりまして、「ブロック選択制」というものがございます。こちらは、当該市町村区内をいくつかのエリアに分けて、そのエリア内で自由に選択できるというものでございます。それから、右上の図にございます「隣接区域選択制」というものがございます。こちらは、通学区域はそのまま、それぞれ隣接する校区の学校を選択できるものとなっております。次に左下にまいりまして、「特認校制」というものがございます。こちらは、特定の学校につきまして、その通学区域を取り払い市内のすべての地域から受け入れることができるというものでございます。最後に右下の「特定地域選択制」というものがございます。こちらにつきましては、特定の地域に居住する方についてのみ、その就学先の学校を選択できるというものでございます。実は、この最後の特定地域選択制に似たようなかたちで本市におきまして、稲津町という所がございますが、こちらの小学校は豊島小学校を指定しておりますが、その変更の選択先といたしまして野田小学校も就学できるというようなかたちで似た制度をとっております。ただし、本市につきましては、選択制ではなく指定校の変更制度に基づいて対応させていただいております。

次に、全国の学校選択制に関わります状況につきまして、2ページ以降に資料をご用意させていただいております。かなりページ数が多くなっておりまして、こちらの説明につきましては端折らせていただきたいと思いますと思いますが、まず2ページ目の左、上の(1)といたしまして、学校選択制に関わります主な歴史的背景を記載しております。昭和62年(1987年)に臨時教育審議会「教育改革に関する第三次答申」におきまして、その提言がなされております。その後、平成8年の「規制緩和の推進に関する意見(第2次)」におきまして学校選択制の弾力化が提言され、翌平成9年に当時の文部省から「通学区域制度の弾力的運用について」の通知が出されております。その後、皆様もよくご存じの東京都品川区で大々的に実施されたのが平成12年、それと先ほどご説明いたしました、学校選択制に関わります法的な規則が改正されましたのが平成15年となっております。以上が歴史的な経緯でございます。

あと、全国的な導入状況等につきまして、(2)以降、5ページまでの資料をご用意させていただいております。こちらの資料につきましては、平成17年度から毎年、内閣府におきまして「学校評価等の実施状況に関するアンケート」を行っており、平成20年度のデータを記載させていただいております。

2ページ目左の「②学校選択の実施状況」につきまして、小学校におきまして平成20年度では12.9%、中学校におきましては14.2%の実施状況でございます。申し遅れましたが、アンケートの対象として依頼をかけたのが806団体、うち回答が720団体となっております。2ページ目の右側に、実際に学校選択制を導入されている市町村に対しまして、小学校、中学校それぞれにその成果でどういったものがあるのかということが質問されております。内容につきましては端折らせていただきます。3ページ目に移っ

ていただきますと、こちらも学校選択制を導入されている市町村に対しまして、その課題の有無と課題がある場合はその課題点とは何かというものを質問された回答の集計になっております。これを見ますと上段のほうで、小学校、中学校ともに過半数で問題はないという回答がございますが、課題があるというものにつきましても、かなりの回答数が出ているという状況があるかと思えます。次に4ページに移っていただきますと、⑤といたしまして学校選択制を取り入れられているところで制度を見直した、もしくは見直しを検討している場合の理由を尋ねられているものでございます。ページの右側には、⑥といたしまして学校選択制の廃止を検討している場合の質問になっております。それぞれの設問に対しましては回答数がそれぞれ4件ないし5件といったあたりで、あまりサンプルにはならないとは思いますが、一応こういったデータがございましたのでご提供させていただいております。次に5ページ目に移っていただきますと学校選択制を導入されていない自治体に対しまして2つの質問が設けられておりました。まず左側の⑦につきましては、導入を検討している場合の理由でございます。小学校、中学校ともに「選択や評価を通じて、特色ある学校づくりが推進できる」、あるいは「子どもが自分の個性に合った学校で学ぶことができるようになる」、「保護者の学校教育への関心が高まる」などに期待を持たれているというところが多くございます。最後、⑧といたしまして、学校選択制を導入しておらず、導入の検討もしていない理由といたしましては、「学校と地域の連携が希薄になるおそれがある」、「通学距離が長くなり、登下校時の児童の安全の確保が難しくなる」等の理由から導入をされていないというような状況がございます。

最後に6ページに移っていただきますと、具体的な参考事例といたしまして、文部科学省の事例集のほうからピックアップさせていただいたものでございますが、東京都品川区、福岡県久留米市、群馬県前橋市、それと表組みを分けまして寝屋川市というようなサンプルをあげさせていただいております。

東京都品川区につきましては、皆様ご承知のとおり大々的に選択制を導入されて推進されておる所でございます。選択制の形態につきましては、小学校でブロック選択制を導入され、中学校では自由選択制を導入されております。品川区におきましては、従来からの指定校変更制度において積極的な弾力的運用をされておられましたが、やはり近隣、隣接校区への就学の要望が高いこと、また、学校教育における諸課題の解決がなかなか見いだせない状況があることから、教育改革「プラン21」というものを策定されまして、その一環としてこのような選択制を導入されております。その成果といたしましては、利用者の増加が図られたこと。依然として選択の理由は通学の距離や利便性を理由とするものが高い状況であります。年々、学校の特色のある教育活動を理由とされる場合も増えてきていることが挙げられております。導入後の課題につきましては、確かに学校間で人数的な差が出てくるということ認識はされておりますけど、そのことに関しては教育内容的な部分でカバーをしていくことで充分であるというようなことで、課題とはあまり捉えられていない状況でございます。

久留米市を割愛させていただきまして、前橋市をご紹介させていただきます。前橋市につきましては、平成16年度に学校選択制を導入されておりますが、平成22年度、本年度より廃止になっております。選択制の形態といたしましては、小・中学校とも一定の通学距離に制限を設けた隣接区域選択制型をとってこられました。導入の経緯といたしましては、保護者等から指定就学校より隣接する近隣校への就学の希望が多いこと。また、特

色ある学校づくりの推進などを通じて、学校教育全体の充実・向上を図ることを理由に平成16年度に実施されております。導入の成果といたしましては、やはり一定の通学距離の短縮、あるいは通学時間の短縮により子どもの安全性が図られたことや、子どもが自ら取り組みたい部活のある学校へ進学できることから、新しい学校への期待が図られたことなどの効果があったようでございます。導入後の課題といたしましては、居住地や通学先の地域行事への参加が少なく、児童生徒と地域との関係が希薄化してきた。通学時の安全面の確保が困難になってきた。場合によっては、長距離通学におきまして、個人的な送迎の増加により学校周辺の交通事故対策が必要となったこと。また、特定の中学校で生徒数が減少し、望ましい学習環境の確保が困難になった、等々の理由があるとのことでした。最終的に選択制を廃止されておりますが、一定、隣接する学校への就学のほうが安全性が図られるという部分は効果があったということで、その点につきましては指定校変更制度の新たな要件として、その成果を生かされております。

あと、大阪府の寝屋川市のほうにつきましては、資料に記載させていただいておりますとおりですので、ご覧いただければと思います。

以上、資料2につきまして説明させていただきました。なお、1点、お断りを申し上げたいのですが、1ページ目、学校選択制の種類につきまして、この地域図につきましては本市の中学校区の区域図を使用させていただいております。中にはいずれかの学校を特定するような表記になっておりますけれども、特にこちらが意図したところはございません。その点だけご了解いただければと存じます。

では、引き続きまして、資料3の説明に移らせていただきたいと思います。

資料3の1ページ目でございますが、文科省の平成23年度新規事業の予算要求資料のデータがございましたので、ご紹介させていただきます。なお、今、申し上げましたとおり、あくまでも来年度に向けた予算要求資料でございますことをお含みおきいただきたいと思います。

まず、この資料の中で、会長からご紹介いただきましたものは、「「新しい公共」型学校創造事業」がそれに相当するものでございます。そのほか、左に「学びのイノベーション事業」というものがございまして、これは今回、関係のない事業でございます。

この事業が提案された背景といたしまして、2ページ目の中ほどに記載がございまして、これまで地域と連携した学校づくりを推進するため、コミュニティスクールの制度化、学校支援地域本部事業の展開、あるいは放課後子ども教室などを進め、その成果として学校と地域との連携づくりの仕組みをはじめ、教員の意識改革・負担軽減等が見られる一方で、地域を巻き込んだ学校マネジメントへの改善、その他、学校を取り巻く地域全体の活性化などの課題が出てきており、これらの課題を克服するため、地域と学校との共助による、「新しい公共」型学校モデル構築を提案されたものであります。

3ページをご覧ください。この事業の取り組み内容につきましては大きく3つのことが取り上げられております。1つ目は、地域住民の学校運営への参画の促進として、学校・地域から広く様々な立場の人たちが集まり、地域の学校について熟議する場を設置すること。校長が地域住民に対し教育方針を説明するとともに、これに対する地域住民等の意見を教育活動に反映することであり、これはすでに実施されているコミュニティスクールの仕組みではないかと思われまます。2つ目に、地域力を活かした学校支援として、地域のボランティア・専門家などによる学校支援活動や、地域の社会教育施設、文化・スポーツ施

設、企業等との連携を行うものであり、学校支援地域本部の活動内容に似たものでございます。3つ目に、学校力を活かした地域づくりとして、学校が地域の活力の向上や文化の創造に貢献すること、学校の資源を活用した学習活動とその成果の還元による地域の活性化や、学校と連携した子育て支援等により地域の課題解決をめざすものであり、放課後子ども教室がこれに含まれるものと思われま。

そして、学校と地域の様々な立場のメンバーで構成される運営委員会を設置して、これら3つの観点からの活動方針を熟議により決定し、活動を実施するものであります。

平成23年度におきましては、全国16カ所でのモデルを構築するとともに、モデル校での実践から、「地域コミュニティ学校」として共通に求められる要素を明らかにすることが目的とされております。

以上、資料2、資料3に関しまして簡単ではございますが、説明とさせていただきますと思います。

会長 ありがとうございます。委員の皆様におかれましてはもう非常に詳しい方々ばかりです。あえて、私が加補足させていただくことはないと思いますが、僭越（せんえつ）でございますが、この学校選択制について議論の必要性があると申しましたのは、資料2の右側のページで図式してありますが、例えば自由選択制を仮に豊中市で導入すれば、校区問題は一切なくなるわけですね。分割校とか一切ないわけです。我々がしなきゃならんのは、学校選択制という制度が是か非かではなくて、豊中市に導入することが豊中市の子どもにとっていいのかどうか。豊中市にとってこの制度はどうかということをやはり触れておかなければいけないと思っています。

あと、資料3で紹介いただきました、新しい公共型学校はまだ姿は見えないんですが、いわゆる学校運営協議会を設置した学校をコミュニティスクールと言うと。でも、何のためにコミュニティスクールを作るのかということ、義務教育学校を核にして地域をつくっていくという発想があるんですね。「コミュニティソリューション」という言葉を「共助」と訳したのはよく考えたと思いますが、要するに地域の課題は地域で解決するということです。地域の課題は行政や警察が解決するんじゃないんだ、その地域で解決するんだから、その解決力。「ソリューション」って「解決」ですよ。ソリューションできる地域を作っていかなければならない。文科省がその核にあるのは学校だという発想は明らかにあります。もう少し付け加えさせていただきますと、現在コミュニティスクールは学校単位でやっています。教育委員会が指定して、大阪、奈良はありませんが他の地域ではあります。その場合、小学校だけがコミュニティスクールになっている、中学校だけがコミュニティスクールになっている場合は、ほとんど成果がないのです。今、わかってまいりましたが、やはり小中連携、中学校区で同時にコミュニティスクールになっていった時に、その中学校区が大きく変わっていくということがわかりますので、この新しい公共型学校というのは、実は、中学校区ぐらいで考えればいい考え方です。その中で、学校のガバナンスと言いますが、学校的意思決定に地域の方や外部の人材やNPOやいろんな方が入って行って、学校的意思決定を極めて透明性の高いものにする。そして、民主的な意思決定ができる組織にしていきたいという思いが強くなるようです。逆にいえばそうじゃない学校もあるということですね。例えば、職員団体の意向が強反映されたり。あるいは校長のワンマン経営であったり。そういうことはやめていこうじゃないかというようなことが文科省の考えにはあるようです。補足説明だけさせていただきます。

さて、大変強引ですが、どうでしょう。選択制につきまして、自由選択制やれば校区問題が解決するじゃないかというような意見もあるかと思いますが、豊中市についてこの学校選択制を導入するということはどうでしょうか。

どなたからでも結構です。ご意見ありましたらお聞かせ願いたいと思います。

いきなりふられても意見は出にくいですよ。またまた僭越ですが、品川区がどうしてうまくいったか。うまくいっていると言われるのか。

文科省も中教審も大変、品川区については注目しています。前政権は、競争原理を導入することによって公立学校を活性化しようとした。選ばれる側の公立学校にすることによって、公立学校は努力するだろうという発想でしたが、品川区は非常に豊中市と比べて違う点があります。人口はほぼ同じ40万前後です。中学校数も確か18か16だったと思います。でも決定的に違うと私が思うのは、品川区はどの中学校区の不動産評価額もほとんど均一なんです。品川区は中学校区ごとに不動産の評価額を出していましたが、ほとんど変わらないんです。そして中学校区ごとの地域住民の平均所得もほとんど変わらない。極めて均質な自治体なんです。品川区というのは。しかも品川区の中に地下鉄、私鉄、JRの駅が全部で50あるんです。これは非常に交通至便なわけですね。行くのにあんまり時間がかからない。それこそ20分も電車乗ったら大概行っちゃうってことですよ。

そういう条件が揃ったことと、ご紹介がありました「プラン21」という、総合的なプランの中で学校選択制が位置づいている。ご承知のように日野学園に代表される施設一体の小中一貫校も4校、6校つくり、道徳も総合も全部なくして市民科というような教科を9年間つくっているとか、さまざまな教育改革の中で位置づいた学校選択制でございます。もちろんその背景には、6年生の25%が私立中学に行っていたという現状があります。これを放っておくと、どんどん、どんどん私立中学に行ってしまう。結局10年間の取り組みで、私学から公立へ戻った人の数は多いと中教審の部会では言っていました。私学へ行く割合が減った、公立学校へ人が戻ってきた。ところが外野からは、それは経済環境の悪化だろうという声もあります。このごろ情勢が厳しいから、そういう余裕がなくなったから公立に行っただけじゃないかという批判もありますが、数字の上では私立中学に行っている子どもの数が減り、公立へ戻ってきたということもございます。大変蛇足でしたが。

そんな中で豊中市に導入していくことがどうなんですかね。どうですかね、どなたでも意見、口火切ってください。

A委員 前回欠席して、この学校選択制というのが新たに議題になっていたというのを知りまして、資料を送っていただきまして知りまして、なぜ豊中で学校選択制なんやねんという話です。

当初からこの審議会でも、大規模校・小規模校の問題、あるいは校区の問題ということで議論してまいりましたけれども、学校選択制にすることによって、今、豊中では十一中みたいな、皆さんが行きたがるような学校があったりとか、そういうようなことがあると、そこに集中しちゃう。大規模校が余計に大規模校になる。小規模校はますます小規模校になってくるということで、なんか当初我々が議論をしていたことと逆方向に動いていくんじゃないかという懸念が、自分自身ではしています。

豊中においては、今会長が言われたように、品川区の話では、均一ではないということも含めてでしょうけれども、そういうようなことをしても、決して子どものためにはならないというように、私自身は思っています。

会長 ありがとうございます。よくわかりました。

ただ一点、A委員。大規模校はますます大規模校になるとおっしゃいましたけれども、選択制にすれば、教室のキャパから入学定員を決められるんです。それを超える応募者があった場合は排除できますので、学校の規模はむしろ維持できるんですね。

A委員 ただ、排除できるという、いわゆる手続き上の問題ですよね。余計に煩雑になるんじゃないんですか、その手続き自体が。先ほど説明がありました指定校変更というようなことと取るのなら別ですが、たくさんの人が一度に、いわゆる希望校に殺到した場合、その区分け、排除する仕方も煩雑になってくる。あるいは不平等がそこで起きちゃうという可能性がありますね。

会長 はい、よくわかります。そのとおりだと思います。

他にいかがですか。

B委員 この審議会が始まる時に、この問題は大規模校・小規模校の問題と、それから小学校がいくつかの中学校に分かれるという、分割になるということが問題になっていて、そのことが随分話題になってきたと思うのです。そうすると、こういうかたちにすれば、そのことはすべてなくなってしまうような感じがするので、そのあたりのところをどう考えていくのかということと併せて考えていかないと、すぐ選択制で大規模校・小規模校は何らかの解決ができたとしても、もう一つのほうは全然解決しないんじゃないかなという感じはしています。

会長 すべてが分割校になるわけですからね、小学校は。当然そうだと思います。

C委員 私も前回欠席していて、少しよくわかっていないのですが、学校選択制の資料の最後でしたか、一覧表で導入の成果というところを見ると、豊中市が課題にしているような、マンモス校を解消するために導入したというようなところが見当たらない。もっと別な観点から学校選択制を導入されているので、豊中市の切実な問題はマンモス校をどうするかという観点で、果たしてその学校選択制がそれにどういう効果があってどういう反省点が出てくるのか、この資料では少しよくわからないなというのがありますし、A委員が言われたように、この一番真ん中の自由選択制にすると希望校に殺到してしまう。逆に言うと、希望校のほうはマンモス化を解消するために、定員を今よりも減らす方向に募集がたぶんなされるでしょうから、そうすると、そこに行けていた人たちがよそに溢れてしまう。そういう状況をどういうように説明していくかということも議論をしていかないといけない話ですし、マンモス校を解消するのに学校選択制以外の選択肢というのが、今、指定校を変更するというのがありますが、それは非常に難しいという話があって、それでは学校選択制を仮にするとしたら、一番真ん中ではなくて、右下の特定地域選択制ということで、マンモス校はこのままではどうしようもないというところから、隣接する周辺校を選択する。そういう選択肢を考えた方が、この選択制しかなければ、それが一番いいのかなということも思います。

会長 まず定員を設定するのは教室の数からやりますよね。品川区はオーバーフローした場合どうしているのかというと、通学時間から区切っていくんですよ。だから近いところの人から当選していくんですね。遠い子は来られないわけです。だから本来近くにいる子は来られるんです。これ、いい考えだと思いますか？とってもひどい考えなんです。だって学校の周りに億ションが建って、そこに居る人がその学校に行けるんです。だからそういう経済力のない人は、だって日野学園の前なんてすごい億ションですもんね。そこへ

入れる人は日野学園に行けるのですが、入れない人はいけないという経済格差がまともに出てしまいますよね。問題だと思っています。全くおっしゃるとおりです。

ただもう一つ、今度は問題の共有ですが、特定地域選択制にしますと、2つの小学校は別の中学校でも選べるというようにするのですが、行政側はすべてがここへ来ることを想定した準備をしなければなりませんので、同じです。選択させた場合は、100の選択区域の方が全員十一中選ぶかも知れません。だから全員来た場合を想定して準備しなければなりませんから。準備はしたがゼロだということもあるんですね。そのリスクを負うことは必要になってきますが、ご提案としてはよくわかります。

すみません、どうぞ意見を言ってください。もう一問一答は避けたいと思うのですが、そんなところでございます。

D委員 大阪においては以前から中学校区ごとの地域教育協議会が根付いていると思います。それで、地域の子どもは地域で育てるといふ、今大阪における原則と言うべきようなものが定着している現状からして、やはり選択制というものは、私はなじまないような気がいたします。

それから、実際に私は豊中にも長く住んでいたことがありまして、その地域の状況を見てかなり違いがあると思います。さっき会長がおっしゃったとおりだと思います。

それで、通学区域のあり方として論じたい、それで解決を図る方向に進むべきじゃないかと。選択制とか制度の問題、そこまで広げて考える必要はないんじゃないかというのが私の意見です。

会長 ありがとうございます。今までのところ選択制がいいんじゃないかという意見はあまり出なくて、共通の意識があるように思います。豊中市に導入することに関しましては、それほど大きなメリットがないんじゃないか。今、D委員がおっしゃいましたように、別の観点から通学区域の調整等で考えていくのではないかというような意見が趨勢（すうせい）かというように理解させていただきます。

何度も申しましたが、私はこれはきちっと検討したということが重要だと思っています。でも豊中においては、学校選択制がすべての問題を解決するような魔法の杖でもないし、やはり地元に着目した公立学校づくりをしていくほうがいいんじゃないかというようなご意見かと思いますが。

C委員 もう一つ、学校選択制の選択肢として、先ほど、文科省の予算をつけて、新しいかたちでの提案をされているということなんです。今の学校間の生徒数の格差を一つ是正する方法としては、やはり今小規模校になっているところに特色ある教育の予算を投入して、そこを魅力ある学校にしていく。そして学校選択制でいうと、特認校制ということでも、その学校にはどこからでも行けるんだよというかたちで、逆に大きいところを少なくするよりも、小さいところを魅力ある学校にしていくための予算投入をする。そして、学校選択制を導入するという方向のほうがかえっていいのかなというような気もいたします。

会長 ありがとうございます。繰り返しませんが、よくわかります。

他にいかがでしょうか。

学校選択制につきましては、そういうかたちで、また議論にも戻ってきてもいいと思いますが、いろんなバージョンというか、他の選択肢も出てくると思うのですが。

では、具体的に予想される、教室が足らなくなる学校。これ中学校にもありましたか。小学校はいくつか覚えておりますが、中学校でも想定されましたか？確認だけさせていただきます。

さい。

企画政策室長 あくまでも推計でございますが、前回お示しした資料では中学校はゼロになる、余っている教室がゼロになる学校は見受けられましたが、マイナスは、あくまでも推測ですが、見出すことはありませんでした。小学校では、一定の教室数不足になる学校が複数出てくると。

会長 2校でしたか、4校でしたか？

企画政策室長 前回に、35人学級。今、国のほうで微妙な状況になっておりますが、35人学級想定で説明をさせていただきました。その段階で申しますと、年度によって差は出てまいります、平成28年度で、小学校におきましては5校程度、教室が不足をしてくるであろうというような予測をご説明申し上げました。

会長 ありがとうございます。

ここからほんとにフリートキングでいいんですが、小規模校も当然出てまいります、各学年単級になる学校は若干あるんですが、何度も申しましたように、日本の小学校の50%は単級です、それは小規模校のいいところを選びながら、また、隣の小学校との交流や中学校との交流を活発にする中で人間関係の固定化を防ぐ努力をしながらやるほうがいいんじゃないかと思っています。各学年1学級になったから統廃合と言っていたら、日本のほとんどの学校はなくなっちゃいますよね。

やはり、教室が足らなくなる学校ですよ。35人学級が延期になる可能性も大ですけども、教室が足らなくなる過密状態になる小学校の出現に対して、そういうことが想定された場合、我々はどうのような提案と改善策を打ち出すことができるのでしょうか。

先ほどありましたように、小規模校に力を入れて、そこへ行ってくれたらいいんですが、行ける子はその近隣の子ですよ、やはり小学校の場合はね。小規模校は大体南部と北部、千里地域と庄内地域に小規模校化がありまして、中部地域に大規模校化があるので、なかなか、うまい具合に移動が難しいかもしれません。1つの案としてはあるとは思いますが。

どうでしょう。また中部地域に想定されますよね？前は名前が出ていましたよね、小学校の名前。例えば、桜塚小学校が出ていませんでしたか？いくつかだけで結構ですから。

企画政策室長 若干年度によってバラつきがありますので、平成28年度、35人学級が今の国の予想では1年から6年までいくという前提での年度でございますが、桜塚小学校でマイナス1、南桜塚小学校でマイナス5、野畑小学校でマイナス2、桜井谷東小学校でマイナス4、東泉丘小学校でマイナス5という予測をいたしております。

会長 小学校で南桜塚とか東泉丘でマイナス5、教室が5つ足らなくなってしまうということが想定されていると。こういう状況に対して、どうするんだということですね。

すごく昔ならば簡単ですね。グラウンドの隅に校舎を建てたんですよ。それは義務教育学校ですから、建てる責任があるわけですから、通学区の子どもは全部修業するわけだから、校舎を建てると。だからこのあたりで審議を終わります、という、そういう話にはならないですが。でもそれは十分な選択肢ですよ。だってグラウンド狭くなるとおっしゃいますが、もう狭い学校はいくらでもありますから。まず何にしても建てなければならないということも想定できますよね。他にもっといい案はないでしょうか、という話なんですよ。校舎を建てて済むのであればすごく簡単なんです。

南桜塚小学校だったら少しは校庭が広そうですね。東泉丘小も少し広そうですね。桜塚小学校はちょっと狭いかな。

でも、通学区を変更するという、例えば、じゃあ南桜塚小学校に行っている子どもたちの一部を桜塚小へというわけにはいきませんよね。桜塚小も足らなくなるんだから。じゃ、南桜塚小へ行っている子どもを東豊台小へ行かすのですか？

E委員 前は、南桜塚小も、私の記憶ですけれども、緑地小ができた時に緑地小のほうへ行かれたんですよ。特定の地域、長興寺の方だったと思うのですが、長興寺南だと思います。それを、また戻すというのは、いろいろ問題あると思うのですが、そのあたりである程度調整していくという。学校の広さがどのくらいなのか、ちょっと私のはっきり把握してないからわからないのですが、例えとしてそういうケースもございますね。

桜塚小の場合は上野小もだめだし、熊野田小はどうでしょうか。熊野田小も無理でしょう。それから、克明小はどうかな。

そういう、いろんな、また問題は随分出ると思いますが、そういう選択肢は豊中の場合には隣接区域選択制ですか、これが非常に、選択肢としていいのかどうかかわからないんですが、そういう方法もあり得るといことです。

会長 ありがとうございます。よくわかります。

ここで言うとあまりよくないんですが、答申というのは「こうだ」というのはありえないので、やはりいくつか併記型、こういう選択もできる、こういう方法もあるだろうというような書き方ですね。

ですから、当然物理的に就学を保障する体制でなければならぬけれども、今言ったような隣接の選択制を導入してもいい。ただ、そこで選択させると結局申しましたように、オール・オア・ナッシングになりますので、オール来た時の準備をしなければなりませんので、実効はあんまりないですね。変更すれば別ですよ。通学先の指定を変更すれば、数が読めますが、調整面ではオール・オア・ナッシングの場合、オールの場合の対応をしないといけないので、あまり意味はないですね。

ですから、通学先指定の変更ですよ。今、挙がった特に南桜塚小や東泉丘小ではそういうことも検討されよというように書いてもいいのですが、そんなの1年間審議会やってその結論かということにもなりますよね。

F委員 あの、桜塚地域なんで。

最近空き地になるとマンションが建っていくんですね。それで、「またマンション建てる。」「また人増える。子ども増える。」って思って、その子たちが中学校行って、「また三中も増える」って言って。今本当に教室がないんです。

だから、もう地域的に、ここにはマンション建てたらだめとか、そういうことの規制はできないんでしょうか。あるいは子どもの数はこれ以上でマンションだめですよ、とか。

会長 京都市はやっていますよ。京都市の御池中学校区なんかもう建物は建てられない。マンションもね。制限していますね。

E委員 特殊な例ですけどね。地域性ですから。

F委員 もし、そういうのが可能ならば、ちょっと見方を変えて、少し冷たく。「ああ、豊中市は冷たいな」と思われたら、人も今度は少ないかな。でも逆にそうすると、予算がなくなりますね。税が苦しくなったりしますけど…。

もうほんとに、道を歩くたびにマンションが建つとドキドキするんです。今も建っているんですが。「これは何階建てだ、何人だ。」とか。もちろん、分譲でしたら金額にもよるのですが、若い方が来れそうだったら「入るよなー」っていう感じがします。

会長 今のご意見でしたら、学校選択制論者が聞いたら、「そんな荒唐無稽なこと言うんだっ
たら校区外せ」って言うでしょうね。そして各学校がキャパを決めたらいいんですよ。桜
塚小学校新入生200人までって。それでオーバーフローしたらよそに行ってもらおうと。
これで全部解決しますよ。そっちのほうが話が早いです。

私は選択制論者じゃないですよ、言っておきますけど。

でも、もう建てさせないってことは教育委員会から、なかなかそこまでは。市長も元教
育長ですからそりやおっしゃるかもしれませんが。

でも提案としては面白いですね。

E委員 豊中はもうまちづくりの計画ができていますからね。地域によって。だから、そういう
構想を戻すというのは、相当なものがないと。国、都道府県、そして市町村ですから。こ
れ、プロだったらある程度ご存じだと思うのですが、その辺はなかなか現実的には難しい
と思います。

ですからやはり、校区の中でどうカルタ取り（地域の切り貼り）をやっていくかという
のが、一番手っ取り早いのですが。それでもやはり抵抗は当然出ると思いますが。

しかし、もうそのいろんなケースが出てきているわけですから、保護者としてそんなこ
と说っていたのでは時代錯誤になってくると思うんです。今、どんどん、どんどん外へ向
けという時代ですから、子どもも大人も。

校区の中で南桜塚も長興寺の方が向こうへ行っているというので、もの凄い大反対が起
きたのですが、私が分館長やる以前ですが、もの凄くもめたみたいです。

大体そういう土地柄、豊中全体がそういう土地柄ですので、教育委員会も大変だろうと
思いますが。でも、その辺で折り合いをつけることを見つけ出していけないと仕方ないの
ではないのかなと思います。

会長 ありがとうございます。

それで、この資料3の新しい公共型学校と校区の問題がどうつながるかということなん
ですが、これは先ほど申しましたように、基本的に中学校区くらいで学校をつくっていく
という発想になると思うんですね。そうした場合、1つの中学校区である必要はないんで
すよ。

例えば庄内であれば、六中、七中、十中の3中学校区、3中と6小で1つの新しい公共
型コミュニティをつくる。3中6小ですよ。それが庄内コミュニティという、新しい公共
型学校なんです。それで、6つの小学校がありますが、旧来の通学区指定は残しますが、
同じコミュニティなんだから、6つの小学校のどこに行ってもいいんです、別に。同じコ
ミュニティですから。そして、中学校も3つの中学校ですから、どこへ行ってもいいんで
す。それは、選択制とは言わない。だって、そのコミュニティで子どもを育てるんですか
ら。庄内コミュニティで15歳の学力に責任をもってみんなで子どもを育てるんだから、
今のように、うちは野田小や島田小や六中や七中やと分けるんじゃないで、六中、七中、
十中という庄内コミュニティの、豊中の合理性はあると思います。伝統的にもね。庄内コ
ミュニティの3中6小で子どもを育てていくんだから、別に従来型の校区の学校に行けば
いいんだけど、自分の都合で離れた所にいっても全然構わない。しかも、小規模化し
た中学校だったらブラスバンドやサッカーとかラグビーなんか、人数が足りないけれど
も3つの中学校が1つのチームだったら、ブラスバンドもできるでしょうしサッカーも強
くなるんじゃないですか？そんな発想もここには入っていると私は思っているんですね。

先取りするかどうかです。ただ、中部問題が解決できるかどうかはわかりません。しかし、十一中は外して考えれば、三中、五中ぐらいのコミュニティを組めば少しは変わるかもしれない。というか、そこでオーバーフローの問題が適用できるんですよ。コミュニティをつくって、仮に桜塚小学校がオーバーフローしたら、「これはコミュニティだから抽選しますけど、近くの学校に行つてね。どこ行つても一緒だから。これは豊中コミュニティだから。」という説明はできるんですよ。こういう選択肢もある。新しい公共型学校の先取りです。

G委員 ちょっと、質問していいですか。そのコミュニティというのと、ブロック選択制というのはどう違うんですか？

会長 理念の違いです。選択に重きを置くのはブロック選択制です。地域で子どもを育てていくのがコミュニティです。理念の違いです。

外から見ると変わりませんが、理念の違いの大きいのです。選択に力点を置いているのはブロック選択制ですね。ブロックに分けて4等分でここは選択させてあげると。そこで、小学生の場合はあまり遠かったらかわいそうだから、品川区は4つに区分してそこで選びなさい。選ぶのが目的ですよ。でもさっき言った庄内コミュニティは違う。庄内のコミュニティで子どもを育てる。だから…。

G委員 積極的ですよ。

会長 そうです。既存の通学区を残すんです。でも、「もっと違うところに行きたかったら行つてもいいよ、だってチームだもん。」こういう発想ですよ。

G委員 その、チーム編制大変ですね。そのチームに入りたくないとか…。

会長 今のところ、庄内地区と千里地区ぐらいは思い浮かびますが、中部地区は難しいですね。でも、無理をすればできると思います。

イメージはわかっていただけましたか、庄内コミュニティでの。ブロック選択制ではないんです、あくまでもコミュニティ。選択することに意味があるのではなくて、地域で育てるんだと。ひょっとしたら、中部コミュニティだったら、オーバーフローする学校が出てきた時でも、「隣に行つてもいいじゃない、だって仲間だから。」という説明はできるかもしれません。

A委員 地域コミュニティって、今、三中と五中とかという大きなエリアのことを言われましたが、本来のコミュニティというのはもっと小さなものであるべきだと思うんですよ。小学校単位でしたら公民分館であるとか、中学校単位としては、Fさんがいるのかな、地域教育協議会であるとか。これぐらいの規模でないと、今まで文科省が言っていたような学校・家庭・地域という連携が図れないだろうなというように、私は思うんです。

今、問題になっているのは大規模校のオーバーフローした分をどうするかという問題から、さっきからの話があると思うのですが、それは、地域の人に考えてもらうのがベストだと思うんです。この資料のところの熟議をしてもらおうと。例えばこの校区でどうしてもキャパが50人余っちゃう。どうしたらいいか。学校のPTAも地域の分館もいろんな人たちが、教育委員会も入ってもらって、どうするべきだろうかということを、その校区でやはり考えてもらわないと、ここでいくら審議して、豊中市全体の中学校・小学校を均一にしようと思つたって、今、無理なわけですよ。そういうことを地域でもって知恵を出してもらおうというような方向性を持たせていくのがベストかなというように思いますけど。

E委員 今、A委員が言ったことは確かに、ある程度殻を、やはり会長が言われたように破つ

ていくようなことも必要だと思います。時代が変わってきていますから、時代背景。

ですから、私は長く、20代からずっと地域のことをいろいろやっているんですが、やはり、大きく物事を俯瞰（ふかん）して考えるという視点が地域のリーダーには必要だと思うんです。

だから、地域エゴがどうしても出てしまうと、確かに非常にコミュニケーションはできるんですけど、やはり豊中全体を考えた場合にどうかなという。

会長が一石投げられたのはやはり、一気にそこへ行きませんが、やはり混在させて、双方向でやっていくのは必要じゃないかなというように思います。

十一中は確かに十五中と混ぜたら、H委員が前に言っておられましたけど、そういう地域の反発はあるじゃないですか。しかし、十一中と十五中を混ぜるとか、三中を混ぜるとか、四中と十七中を混ぜるとか、あるいは、そういう方向でいったら、子どももいろんな子どもが皆行くわけですから、芽もどんどん開くでしょうし、また、新しい活躍の場も、チャンスも与えられる、ということですね。

やはり、前例踏襲とは申しませんが、これまできたその歴史的な中で、延長線上で考えるよりは、少しそこから飛び出してみようじゃないかというような考えも、私は必要じゃないかなと。私もお爺になりましたけど。この歳でもそういうように思うんですが、いかがでございましょう。

A委員 それ子どもたちにとってベストであれば、私はいいと思うんですよ。

そのベストにつながるかどうかというのはやはり検証していかないと。いいだろうということで例えばやったところが、こういう問題点がこれもあれもというように出てきたということであれば元の木阿弥ですから、そのあたりのところはやはり子どもたちのことを大事に思ってやっていかないと、勇み足になると、またまずいところがあると思います。

E委員 もちろんです。

会長 ありがとうございます。

もう、あとフリートークは今日だけなんですけど、僕もストッパーを外して発言したいなと思えます。これまで言いたいこといっぱいあったんですけどね。

先ほど「中学校区ぐらいで地域を考える」というご意見がありましたが、全く同感です。その通りですね。私もできたら中学校区ぐらいで考えたい。ただ、豊中は小学校の分割校がありますので、例えば、六中とか七中と言っても、包摂できない小学校が出てくるんですね。それを例えば六、七、十中で考えたら、6つの小学校は全部収まるんです。そういうことも少しありました。

そして、A委員におっしゃっていただきました。「最後は地域に委ねたらどうだ」というのも素晴らしいと思って感動して聞いていたんですが、また、E委員はおっしゃいました、また逆に、そうなると、例えば、東豊台の人たちが全部三中、または十一中に全部行きたいんだという声を尊重しないといけなくなります。こうなったら行政の主導性はきかなくなりますよね。全部十一中に行きたいんだと言われちゃった時にどうするか。だから地域に決めてもらうっていうのはとってもいいことなんですけれども、必ずしもそれが調和性をもてるかどうかはまた別ですね。でも、非常にプリミティブな、原則で、非常に大事な発言だったと私は思います。ただそれが、おっしゃるように住民エゴみたいになってしまう可能性もありますよね。

すいません、どうぞ。皆さんストッパーを外した発言をしてください。

E委員 もう過去の連続です。もうそれはずーっとあったと思いますが、私たちが知らないところで。

A委員 それがあったから、こういう複雑な校区割りになってきたんでしょね。

E委員 中学校区はもう、こんなんですわ。

F委員 振り返ってみて、結局、この小学校を分けた時に失敗したのは、教育委員会がその地域の意見を吸い上げてしまったから、ですよ。確か。違いましたか。

会長 そうですね。元々はそうですね。

F委員 ですよ。だから今また地域に戻しちゃうとまたエゴ、エゴ、エゴで、もうだめだと思っんです。

今、若いお母さんたちに少し質問してみているんですが、なんかもう先入観がありますから、「自分はもうここに行く」って、「今さらそんなどっか違うとこへと言っても、考えられません」って言うんですね。それに加えて「私学へ行きます」って、こうくるんですね。だから公立にはあまり見向きはされていないのではないかな。今すごく私学へ行きたいというように思われています。

話は飛びますけれど、中学校の終わった3年生が今度高校の入試も今すごくいろいろなことがあるので、結局みんな公立離れしちゃって、私学、私学っていうような方向性になっているんですね。その時に、昔、私が私の子どもが小さい時に何を考えていたかという、やはりママたちの一番行きやすい学校に行くのが一番いいんじゃないのかなあって思っていたんです。それがここでいう選択制に入ると思っんですけど。

でも、実際いろいろ自分が役をもらってやっていたら、「やっぱり地域に戻ってきてよ」というのがありまして、今の地域協でもそうですが、今ほんとに私たちが求めているのは、同じ小学校の子たちが別々の中学校に分かれますが、ほんとに同じ中学校へ行かしてやりたいことと、十一中もおられますけど、「上野小やったらもう十一中へ行きなさい。いくら遠くても行きなさい。三中はもう南桜塚小と桜塚小だけです。熊野田さんは十五中へ行きなさい。」と、そう割り切ってもらったほうが、何か保護者も子どもも納得がいくと思っんです。そこで、大きくなったらもう狭くても「じゃあ校舎建てましょう。」で、「グラウンドは広いところに体育の授業として出かせましょう」とか、そういうほうが、やはり基盤を戻して、基本はおいといて、そのほうがいいのかと思います。

自分のことを言うのは申し訳ないんですけど、すこやかネットさせていただいても、上野小学校の子どもたち、熊野田小学校の子どもたちは、三中のすこやかネットの行事に、なかなか日が合わなかったりと、すごくかわいそうな思いをさせていただきますので、やはりもうビシッと、遠くなるけども割ってあげたほうがいいのかないかなという、そういう割りのほうがいいのかないかなというのは痛感しております。

会長 それは、行政が主導性を発揮して、校区を合理的に再編する可能性を求めよというご意見ですね？

F委員 はい、可能性はあるんですけど、ただその時にいろいろと、E委員もいますけど、いろんな団体がおられますよね。そこでもう一度区切り直した時に、いろんなお立場の方がいらっしやるから、なかなか難しいかなとは思っています。

ただ、今は皆さん、上野小だったら十一中というような認識を持っても、いけるんじゃないかなと思っんです。

会長 地域に委ねてというご意見から、地域エゴの話になって、行政の主導性っていう話は一

貫していると思います。ですから、そういうご意見もあったということですね。行政がもっと主導性を発揮して、何年かかるかわからないけれども、誰が見てもわかりやすい校区にしようというご意見もあった、っていうことですね。

じゃあもう、分割校もなくなりますもんね。できるかできないかは別ですけどもね。

G委員 私は豊中のことを全然知らない、よそから来ているものですから、なんかそのいろいろと歴史があったように伺っているんですけども、やはり、市のほうで理想的なとか、こういう校区であれば一番いいのにというビジョンみたいなものを、実現不可能であっても、やはり1つ持つておくことは必要なんじゃないかなというように思うんです。

そして、先ほど会長がおっしゃったように、長い時間かけて、いろいろ地域との話し合い等重ねながら、徐々に、いつの間にかそうってしまった、みたいな、そういう作戦もあっていいんじゃないかなというように、少し思いましたけれども。少しずつ修正を重ねていって。

会長 そうですね。よくわかります。

A委員 もう1点。さっき、地域で熟議をして欲しいという話がありましたけども、前々回の私の発言の中で、教育委員会が丁寧にやりすぎたと。過去ね。もっとその、厳しくしたほうがよかったんじゃないかという発言を、私したと思うんです。先ほどの熟議の話ですけども、皆さんに集まって欲しいという、熟議をして欲しいというのを、ある程度の制限を設けた上での熟議なわけですよ。何もかもすべて地域に任すというんじゃなくて、例えば、この大規模校であると、100人多すぎると。100人減らさないといけないと。そうした場合にどうしたらいいんですかというように熟議をして欲しいという意味でございまして、何もかもフリーでいいという話ではございませんので、その辺のところ。

会長 よくわかります。

今、それぞれいろんな意見が出まして、まとめていただくのは事務局なので構わないと思うんですが。

A委員のご意見、その場合、今の者は希望する今の校区に全部行きたいと。例えば桜塚小学校、南桜塚小へ行きたいんだとおっしゃった場合、地域が校舎を建てろと言えれば建てばいいわけですね、結論的にすればね。グラウンドがなくなってもいいんだと。それで、全員今のほうへ行けど。それは、決定権は向こうに委ねるということで、1つの解法ではありますよね。

他にどうでしょうか？

D委員 私も、教育委員会の指導性、強力な指導性を発揮して、合理的な線引きをしてやるべきだという考えで。やはり、統廃合とかいろんなケースを見ていますと、やはり地域エゴが出まして、また「自分が卒業した学校だ」という愛着もありますし、意見も聞いていたらキリがないと思います。それで、一旦なってしまうと、これは冷たいような言い方ですけども、私の会社の近くに小学校があるんですが、とっくに廃校になり、それからまた2回繰り返しましたが、地域の人は、やはりもう今はやむを得ないと納得して皆、新しい学校に通っているわけなんですね。後を振り返ってみてもしょうがないわけなんですね。その辺は冷たいようですけどもそういうことで、また新たな学校間の連携を図ればいいんじゃないかという考えです。

それから、先ほど出ました新しい公共型学校創造事業ですけども、これについて、頭で考えたような案んじゃないかと思います。大体新しい事業というのは、どこかにそう

いう芽が芽生えていて、それを追認するようなかたちで、それをまた積極的にフォローするようなかたちでやるのがモデル事業だと思いますが、豊中の場合、そういう大きな広がりをもったコミュニティがあって、それで連携を保ってやっていこうという機運が、何らかのスポーツか、何かのかたちか何かで芽生えているんなら別ですけれども、何も無いところに先取りするのも危険だし、何かこう、奇をてらったような感じがいたしますので、私はこういう構想にはのるべきじゃないと考えております。

会長 ありがとうございます。今、少し整理しますと、大規模校問題も含めまして、教育委員会が強いリーダーシップを発揮して、校区再編までもにらんでというのは、分割校の解消も含めてですね。そして、通学先指定の変更も含めて、教育委員会は強いリーダーシップを発揮して、合理的な通学区域を創造すべきだというご意見。

かたや、地域に校区の地域住民に最終的な決定を委ね、それを尊重するという意見もありますよね。

これも両論併記できると思いますよ。どちらを選ぶかは委員会です。しかし、今、両方の意見があったというように思っています。

いかがでしょうか。

H委員 少し話が変わるかなと思うのですが、今、豊中市で地域コミュニティというかたちで、地域が自分たちでというとおかしいのですが、地域でというようなことになっていますから、そういうように地域がコミュニティをつくって動き出すとしたら、その中で学校、特に小学校なんかはどういうようなかたちで関わっていくのかなというのを、今お話を聞きながら思ったんですけれど。そのコミュニティ、地域のコミュニティと学校と。

会長 この3番目の資料を提示してくれと言ったのは私ですので、D委員とは見解が違うかもしれませんが、私はロングスパン、30年ぐらいのスパンで考えたら、公立学校は地域立になると思います。たぶん教育委員会はなくなると思います。もうイギリスもありませんし。やはりデザイン、意思決定は学校単位でやっていくんだと思いますね。ただ、学校の教職員だけではできないので、こういう外部有識者とか、様々な人が入って、その地域で、極端に言えば採用も、予算の費目決定も、地域におろしていくかたちになっていくと思います。それはたぶん30年ぐらいかかるし、ひょっとしたら大阪はもう10年かかるかもわかりませんが、私はそう思っています。たぶんもう、中央政府や都道府県や市町が管理・設置するような義務教育学校は少数派になっていくと思います。しかしそれは、30年はかかると思います。たぶんそれをにらんでいるんだろうと思います。諸外国も明らかにそういう動向ですよ。だからといって日本は別でもいいんですけど。私は尋ねられれば30年後にはもう地域立学校だというように思います。

H委員 すみません。そうしましたら30年後はさておきまして、すでに地域コミュニティでいうように、市のほうが少なくとも行政、行政区って言うていいのかなどうか、括（くく）ってきておりますよね。お金というか予算の問題とか地域のというような、そういう話になっている中で、小学校なんかはどういうかたちで位置づけされるのかなというのを、少し話が飛ぶかもしれないのですが、そのあたり、これからの住民、住民というとおかしいのですが、地域コミュニティをどうしていこうかという中で、学校との関わりみたいなのも少し、何かお話を聞かせていただけたらと思います。

副会長 今の件ですけれども、皆様ご存じのように、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条のほうですが、2004年の9月から、保護者や地域住民が一定の権限をもつ

て学校運営に参画することを可能にした学校運営協議会制度が導入されているわけです。既にこれを導入しているところが600ぐらいですかね、629校あるわけですね。こういうかたちで、例えば、東京の足立区立五反田小学校では、これを学校理事会というかたちでやりまして、校長先生よりももっとその強い権限をもって、合議制の協議会をやっていますね。そこへ教員の人事とか、そういったものについて、教育委員会に対して意見を述べるができる。そこまできていますね。ですから、おそらくそういう方向に行くのかなという感じがしますね。

ただ、もう一つ考えておかななくてはいけないことは、今、私の大学で卒業論文にこれがある地域に入ってフィールドワークをしている学生がいるわけですが、保護者や地域住民などから教育委員会みたいに任命される委員ということなのですが、どうしてもこれが固定化してしまっているといった問題があるということなんですね。だからその人選なんかをどれだけ民主的なかたちでやれるのかみたいなことも、今後、これは課題となってくるんじゃないだろうかというように思います。

会長 ありがとうございます。そういう状況。

何か事務局のほうでご説明があるんでしょうか？

企画政策室長 先ほどH委員さんのほうで、いわゆる市の進めておりますコミュニティ政策の関係のことをおっしゃいました。おそらく、委員の皆さん、十分に、中にはよくご存じの方もいらっしゃるし、ご存じない方もいらっしゃると思いますのでご説明申し上げます。

基本的には豊中市、コミュニティ政策ということで、おおむね小学校区を単位に、公民分館ですとか校区福祉委員会ですとか、自治会ですとか、いろんな諸団体がさまざまな活動をされているわけですが、そういった団体が横つなぎになって連携をして、そのおおむね小学校区の単位でそのコミュニティの課題を解決していくような新しい仕組みをつくっていくということで、豊中市のこれは政策企画部というところですけども、そういう取り組みを進めているということを中心をまず、少しご報告はしておきたいということと、実はこの校区の問題というのは非常に複雑な関係に立っていくわけでございますけれども、基本的に我々としては子どもたち、学校をどうしていくかとかいうことを、どうすればよくなっていくか、課題が解決できるかということを中心に、まずは考えていきたいというように考えておりますので、いわゆる市のコミュニティ政策の中にその学校の校区の問題が吸収されていくという関係には、基本的に立っていないということは、これ、場合によっては市の中で紛糾してしまうかもしれませんが、少しそこは申し上げておきたいということで。

あの、「何の事や」という話もあるかもしれませんが、一応場合によってはそのコミュニティ政策サイドと、少し議論になっていくようなことが出てくるかもしれない。ただ、一つのコミュニティの課題として、我がコミュニティの学校をどうしていくかというのは一つの大きなテーマであろうということは、ご指摘のとおりだろうというように思っております。

会長 もう時間もなくなってきましたけど、今、豊中市の状況を説明していただきました。そこに大きな問題がありますよね。小学校区というものをコミュニティに捉えているというのは、豊中市がそうでないと仕方がないからですね。分割校が多いから。

実際はA委員がおっしゃったように中学校区で捉えないと、小学校区でコミュニティを

捉えちゃうと小学校で切れちゃうんですよ。中学校に入ったら全然関係なくなっちゃう。それが問題ですよ。だから、中学校区で捉えないといけないんだけど、分割校が多すぎて、中学校区では話が煩瑣（はんさ）になっちゃうから小学校単位で考えるしかない。だからそのコミュニティが15歳まで広がっていかない。豊中市の一番の問題点はそこにあります。

だから、分割校問題っていうのは大事だし、逆に言えば庄内校区のように3中6小であれば解決するんです、これは。

E委員 あの、性格的にね。私は小さい時からずっとよく承知していますので。

だんだんまちづくりが整然と計画されてやったらいいんですけど、豊中の場合は、村があって、それにいろんなものがへばりついて、だんだん、だんだん外からも入ってくるということで、大正元年ぐらいからずっと。私は父によく聞いているんですけど、阪急電鉄がついた時分からそうなっているんですよ。それでこの校区がややこしくなっています。私の若い時でよく覚えているんですけど、竹内市長がよく「今度この学校つくりました。この学校つくりました。この学校つくりました。小学校つくりました。公園つくりました。」と言っていつも選挙のたびに、自慢じゃないですけど自分の業績にしておられたことを、よく覚えているんですけど、若き身でしたから。

だからそういうかたちで豊中はまちづくりがなされてきましたので、今度それを、ある程度まとめていこうとすれば、非常に大きいエネルギーがいきますけど、今会長が言われたように、これからはつくり変えていくという姿勢は、やはり私は必要だろうと思います。

ですから過去にこうできた、ただしそれには功罪両面いろいろあると。それは当然、利害関係、ステークホルダーもありますし、双方向でいろいろせめぎ合いもありますけど、それをどうようにしていくかというのは、これからの豊中の大きなテーマになってくるんじゃないかな。これはもちろん、元教育長の浅利市長さんもおられますから、いろいろお考えだと思いますけれども、やはりそういう面で、学校の先生も、今豊中は非常によくなりましたのは、校長先生と教頭先生とそれから若い先生方も何人か双方向で、いろんな学校の行事、地域の行事、双方向で情報交換してやっていますよ。物凄く盛んなんです、今。これは非常に喜ばしいことだと思います。

ですからこれをいい方向へ、うまくリードしてやっていけば、必ず豊中はよくなるというように思うんですけどね。それにはやはり野にある我々もしっかり勉強して、支えていくという姿勢がないと。文句ばかり言っていたのでは始まりませんので。やはりサポートしていくという姿勢が必要だと思います。公民館活動なんかそのひとつでいったら、温度差はいろいろありますけれども。

会長 大体予定の時間になったんですけども、大変力強いお言葉いただきました。

いろんなしがらみや地域事情はあるんだけど、新しいものをつくっていくという勇氣と、それを進めるリーダーシップが必要だろうというご意見だろうというようにお聞きいたしました。

もうお一方ぐらい意見をちょうだいできますが、いかがですか。

C委員 では手短かに。A委員が言われた、地域の人で意見をよく聞いて尊重していくというのはとてもいいことだと思いますし、今やはり地域のコミュニティの力をつけていく、高めていくためにも、そういう方法をとっていくということはとても必要なことだと思います。ただ、それではやはり、それだけではエゴも出てきますし、決められないというところ

もありますし、コミュニティといっても一部の人だけですから、それだけの意見だけではやはり無理があるだろうなど。意見を尊重しながらも、最終的にはやはり教育委員会がそういった意見を尊重しながら最終決定をしていくということが、線引きも含めてですね、やはり必要だと思います。

会長 よくわかりました。繰り返しません。ではJ委員、いかがでしょう。

J委員 案ではなく思いに過ぎないんですけれども、大人自体が地域に愛着を持たなくなっている方が多い中で、やはり日本全体のあり方とか、子どもの教育を真剣に考えておられるわずかな方の意見を学校教育に反映させるような、そういう地域と学校の連携というのはほんとにこれから大事な、大事な要素になっていくと思うんです。

その時に、豊中を考えてみましたら、私は校長として他都市に出ていたこともありますし、今は豊中から離れて別の市に住んでいるんですが、小学校単位ではありますけれども、地域と学校の連携の深さは圧倒的に豊中は強いんです。どちらかという、教頭・校長が地域との関わりが深すぎて、私も60日、70日と1日も休みがなく、ずーっと地域とのことがあって、学校の仕事と地域との両立で大変な思いしたことありますが、中学校が分かれているので、小学校単位でしかできていませんけれども、会長がおっしゃったみたいに、それを15歳までにできるようなかたちにする、そのベースは、ほんとに豊中はすごく強くあると思います。

やはり地域の大人の賢さを学校教育に導入していくという視点で、校区問題とかも長いスパンで考えていって、ほんとに行政はそういうところをやはり指導していく責務があるように私は思っています。

会長 ありがとうございます。よくわかりました。

予定の時刻8時、あつという間でございました。会長が喋り過ぎて申し訳ございませんでした。

事務局、いろいろ議論が出ました。今後の予定ふまえて、ご報告いただけますでしょうか。

企画政策室長 はい。今後の予定等の報告をさせていただきますが、一言、申し訳ございません。

今日は審議会の皆さんの中で、フリートキングしていただくということでございましたので、資料提供のみということで、特段のコメントをさせていただかなかったということですが、一言、学校選択制という資料を提供させていただいたわけですが、皆様のご意見、正直に申しますと安堵いたしました。一応、いろんな手法とかいろんな制度、仕組みというのを活用していくというのはもちろんなのですが、我々としたしましては、やはり学校をどうしていくかということ、学校をどうよくしていくかということが一番大切におきたいと思っておりまして、先ほど来、委員の方々からおっしゃっていただいておりますが、やはり地域と連携して、地域に支えられた学校をつくっていくというのは基本中の基本ということで考えておりますので、ご了解いただきたいと思っております。

また再三、教育委員会のリーダーシップをとということでおっしゃっていただいております。もちろん、教育委員会が今回諮問させていただいたのは、教育委員会として、きちっとしたものを示していきたいということを前提に、その前段として皆さんで十分、まさに熟議をさせていただいたものをもって、我々をサポートしていただきたいということで

ございますので、そのリーダーシップという部分については、中身はこれから、答申の下書きさせていただく中で、改めて練っていただきたいと思いますが、そういうかたちでサポートしていただきたいというように思っております。

事務局が発言してはいかんところかもしれませんが、すみません、お許しをください。今後の予定等に移らせていただきます。

～ 次第3 その他 ～

審議会事務局 すみません、発言のほうが変わりますけれども。

2点ございまして、まず1点目が次回の審議会の開催日程のご案内でございます。今から当然、年明けになってくるわけでございますけれども、皆様も含めまして、私どもも年明け早々は、やはり時間をとる余地がございませんので、しかしながら早く、次回を開催させていただきたいと思っておりますので、1月の終わり頃から、あるいは2月にかけてという範囲で、できましたらご都合の確認をさせていただきたいと思っております。またその点、いつものように会長とご相談させていただいた上、ご案内させていただくということでご了解いただきたいと思っております。

2点目に、誠に不躰（ぶしつけ）な、失礼なお話なのですが、本日の皆様にお渡しします委員報酬の支払いにつきまして、いつも振り込みというかたちで、ご指定いただきました口座のほうにお振り込み、およそ2週間後くらいにさせていただいているわけでございますけれども、あいにく、本日から2週間後相当になりますと、金融機関が営業、年末にかけてやっておりませんので、申し訳ございません、年明けにお渡しというかたちでご了解いただければと思っております。以上、2点でございます。

会長 はい、ありがとうございます。2月の初めくらいまでに答申の下書きはできてきますか？

そしてもう1回ありますよね？それが今度3月くらいになるわけですか？

企画政策室長 はい、2回目は間違いなく3月に入ってしまうと思っております。

会長 それで、年度内に答申を出すんですか？5月ということじゃなかったですか？

企画政策室長 一応皆様方の任期が5月の31日までということでございますので、その任期内ということでは考えております。

ただ、4月に入りますと団体推薦いただいている方々の動きが出てくるかもしれませんので、できますれば、そのあたりを想定してできるだけ早くできるに越したことはない、というように思っておりますので、とりあえず日程調整、先ほど申しましたように今後させていただきますが、先ほど申し上げた日程を目標にやっていきたいと思っておりますし、当然、そのための作業をさせていただきたいというように思っております。

会長 はい、ありがとうございます。それでは皆様、大変ご苦労さまでございました。これで閉会させていただきます。ありがとうございます。